

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>	<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>
<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条～第3条 省略</p>	<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条～第3条 省略</p>
<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第6条 省略</p>	<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第6条 省略</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)① 省略</p> <p>②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。<u>なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)は1,000円を下限とします。ただし、加盟店の都合により支払金が1,000円を下回る場合があります。</u>また、会員が、当初の契約のとおりにお支払の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。</p> <p>③ 省略</p> <p>④2回払い 商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。100円未満の端数が出た場合には1回目に加算されます。このお支払方法の場合、手数料はかかりません。<u>なお、支払金は1,000円を下限とします。ただし、加盟店の都合により支払金が1,000円を下回る場合があります。</u></p> <p>⑤～⑥ 省略</p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)① 省略</p> <p>②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。<u>なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)の単位は1円とし、端数が発生した場合は1回目に加算されます。ただし、加盟店の都合により支払金が別途設定される場合があります。</u>また、会員が、当初の契約のとおりにお支払の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。</p> <p>③ 省略</p> <p>④2回払い 商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。100円未満の端数が出た場合には1回目に加算されます。このお支払方法の場合、手数料はかかりません。<u>なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)の単位は1円とし、端数が発生した場合は1回目に加算されます。ただし、加盟店の都合により支払金が別途設定される場合があります。</u></p> <p>⑤～⑥ 省略</p> <p>(3)～(5) 省略</p>
<p>第8条～第10条 省略</p>	<p>第8条～第10条 省略</p>

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条～第12条 省略</p>	<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条～第12条 省略</p>
<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条～第18条 省略</p>	<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条～第18条 省略</p>
<p>第19条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) 会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。ただし、②は商品購入に係るカード利用代金には適用されません。</p> <p>①カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延し、20日以上を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。</p> <p>②～⑦ 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第19条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) 会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。ただし、②は商品購入に係るカード利用代金には適用されません。</p> <p>①カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延し、20日以上を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。<u>ただし1回払いのカード利用代金等については支払いを1回でも遅延したとき。</u></p> <p>②～⑦ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第20条～第22条 省略</p>	<p>第20条～第22条 省略</p>
<p>第23条(会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等)</p> <p>(1)①～⑦ 省略</p> <p>(2)～(3)省略</p>	<p>第23条(会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等)</p> <p>(1)①～⑦ 省略</p> <p><u>⑧その他当社が会員として不適格と判断した場合。</u></p> <p>(2)～(3)省略</p>
<p>第24条～第27条 省略</p>	<p>第24条～第27条 省略</p>
<p>ICカード特約 (以下省略)</p>	<p>ICカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>

改訂前	改訂後
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項</p> <p>第1条 省略</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項</p> <p>第1条 省略</p>
<p>第2条(個人情報のその他の目的での利用)</p> <p>①～④ 省略</p> <p>⑤外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等 なお、上記の当社の具体的な事業内容(クレジット・消費者ローン・保険業等)については、当社のホームページ (http://www.eposcard.co.jp)によってお知らせしています。</p>	<p>第2条(個人情報のその他の目的での利用)</p> <p>①～④ 省略</p> <p>⑤外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等 なお、上記の当社の具体的な事業内容(クレジット・消費者ローン・保険業等)については、当社のホームページ (https://www.eposcard.co.jp)によってお知らせしています。</p>
<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 https://www.cic.co.jp</p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館</p> <p>(4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。</p> <p>全国銀行個人信用情報センター(シー・アイ・シー・日本信用情報機構提携先) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館(*) TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>(*)建物建替えのため、2016年10月11日から2020年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しています。仮移転が終了する期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館</p> <p>(4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。</p> <p>全国銀行個人信用情報センター(シー・アイ・シー・日本信用情報機構提携先) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館(*) TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>(*)建物建替えのため、2016年10月11日から2020年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しています。仮移転が終了する期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。</p> <p>(5) 省略</p>
<p>第4条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>第5条(個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>(1)①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(http://www.eposcard.co.jp)でもお知らせしております。</p> <p>②～③ 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第5条(個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>(1)①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(https://www.eposcard.co.jp)でもお知らせしております。</p> <p>②～③ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第6条～第12条 省略</p>	<p>第6条～第12条 省略</p>
<p>丸井・エポス共同発行カード特約 (以下省略)</p>	<p>丸井・エポス共同発行カード特約 (以下省略)</p>
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)</p>
<p>エポスポイント規約 (以下省略)</p>	<p>エポスポイント規約 (以下省略)</p>